

明日香村空き家等活用バンク仲介補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「明日香村空き家等活用バンク制度要綱（平成21年4月制定）」（以下「バンク制度要綱」という。）に基づき空き家等の情報を提供した後に、バンク制度要綱第5条に規定する空き家等登録者（以下「空き家等登録者」という。）がバンク制度要綱第9条に規定する利用登録者（以下「利用登録者」という。）と売買または貸借の交渉等を円滑に進めるため、宅地建物取引業者に依頼して仲介業務等を実施した場合に、その経費の全部または一部を補助するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 仲介業務 バンク制度要綱第2条第4号に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録された空き家等の売買または貸借に関して、空き家等登録者もしくは利用登録者からの依頼を受けて行う宅地建物取引業法等の関係法令等に基づく代理又は媒介業務をいう。
- (2) 仲介補助金 空き家バンクに基づく空き家等の売買または貸借の際に、宅地建物取引業者に仲介を依頼して行った場合の仲介業務に係る経費の全部または一部について、交付する補助金をいう。
- (3) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法等の関係法令等に基づく宅地建物取引業免許取得している事業者をいう。

(補助金交付の申請者)

第3条 仲介補助金の申請者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家バンクに基づく空き家等登録者または利用登録者であること。
- (2) 空き家等の仲介業務を宅地建物取引業者に依頼する者であること。
- (3) 村税のほか、国民健康保険料、介護保険料、水道料金及び下水道使用料などの公共料金等を滞納していない者であること。

(仲介補助金の額)

第4条 前条に定める申請者に対する仲介補助金の額は、実際にかかった仲介業務に係る経費のうち、申請者の一方につき1物件あたり貸借においては5万円以内、売買においては10万円以内とし、この金額を超える部分は申請者の負担とする。

(仲介補助金交付の申請)

第5条 仲介補助金交付の申請は、仲介業務の完了後速やかに明日香村空き家等活用バンク仲介補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 宅地建物取引に係る代理又は媒介等に係る契約書等の写し
- (2) その他村長が必要と認める書類

(資格審査及び交付決定通知)

第6条 村長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し適正であると認めた場合には、明日香村空き家等活用バンク仲介補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(仲介補助金交付の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者は、空き家等に係る売買または貸借の契約締結に至り、仲介業務が完了した場合は速やかに明日香村空き家等活用バンク仲介補助金交付請求書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 仲介業者に支払った仲介経費の領収書の写し

(2) その他村長が必要と認める書類

(仲介補助金の確定及び支払い等)

第8条 村長は、前条に規定する請求があったときは、その内容について適正であると認めた場合には、速やかに申請者が指定する口座に仲介補助金を振り込むものとする。

(仲介補助金の交付取消し)

第9条 村長は、前条の規定により仲介補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、仲介補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請又は不正の行為により、仲介補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助対象者の責に帰する事由により、契約を解除されたとき。

(3) 交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

(4) その他村長が不相当と認めるとき。

(仲介補助金の返還命令)

第10条 村長は、前条の規定に基づき仲介補助金の交付を取り消したときは、申請者に対し、仲介補助金返還命令書(様式第4号)により、仲介補助金の返還を命じることができる。

2 仲介補助金の交付を受けた申請者は、前項の規定により返還を命じられたときは、直ちに仲介補助金を返還しなければならない。

(報告及び調査)

第11条 村長は、仲介補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め又は調査することができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。